

## 六甲山系芦屋市地域学習ゾーン検討委員会 設立趣意（案）

六甲山系は、およそ100万年前に誕生した東西約30km、南北約8kmの連山です。明治初期には、樹木の伐採により山頂までほとんど草木のない山であった六甲山系も、現在では約100年に及ぶ植林などの取り組みにより、多様な動植物の生息する豊かな自然が回復し、都会に隣接する国立公園として、神戸・阪神間の市民にとってかけがえのない自然を提供しています。

豊かな自然を提供してくれている六甲山系ですが、その地形、地質特性などから、山麓に広がる神戸の街に、たびたび大きな土砂災害をもたらしました。近年では、昭和13年、36年、42年の大豪雨に伴う土砂災害などにより多くの尊い人命が失われています。

六甲砂防事務所は、昭和13年の大水害を機に設立され、国土の保全と市民の安全確保に向けて、砂防えん堤などの砂防施設の整備やグリーンベルトの整備などを進めてきました。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、災害発生時の被害を軽減するためには、市民の主体的行動や地域コミュニティの醸成などが重要となります。

この認識の下、警戒避難体制の整備を進めるとともに、住民の砂防事業に対する理解や防災意識の向上を目的として、小学生を中心とした地域住民への出前講座や、ホームページによる事業紹介などの啓発活動にも取り組んできました。今後も、こうした啓発活動を進めていくことが重要であると考えています。

六甲砂防事務所では、これまでの取り組みをさらに前進させるよう、六甲山系の子どもたちや地域の方々に、六甲山の土砂災害と都市の発展の歴史との関係を学習する場を提供するため、体験型の学習ゾーンの整備に取り組んでいます。

昨年度は、そのモデルとして住吉川地域（神戸市東灘地域）を対象とした「学習ゾーンの整備計画」を策定しています。そして、このモデル計画を活かしつつ、六甲山系全体での取り組みに展開していきたいと考えており、今回、芦屋市地域を対象とした「学習ゾーンの整備計画」の策定を予定しています。

本検討委員会は、学習ゾーン整備に向けた下記の項目などについて検討を行い、六甲砂防事務所への提言としてとりまとめることを目的として、学識経験者、郷土史家、教育関係者などにより構成するものです。

- **学習展開の方向性**：地域固有の学習要素の「発掘」「再認識」と、これらを活用した学習展開、ストーリー展開の方向性の検討。
- **ソフト整備**：地域特性を活かした「冊子」「モデル散策ルート」「サブノート」の検討。
- **ハード整備**：案内サインや休憩施設など、学習展開の促進を図る上で、必要なメニューの抽出と整備内容及び維持管理方法の検討。
- **利用促進の方向性**：学習ゾーンの利用促進方策や他地域との連携などの検討。

## 六甲山系芦屋市地域学習ゾーン検討委員会 規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、「六甲山系芦屋市地域学習ゾーン検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### （設置者）

第2条 委員会は、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

### （目的）

第3条 委員会は、芦屋市地域に整備する「六甲山系の土砂災害と地域の自然・歴史や文化との関係」を学習する場〈学習ゾーン〉について検討を行い、六甲砂防事務所への提言として取りまとめることを目的とする。

### （組織）

第4条 委員の委嘱は事務所長が行う。

2. 委員会は、委員長、委員をもって組織（別表-1）する。なお、必要に応じて、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
3. 委員長は、委員の互選によって選出する。
4. 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

### （委員会）

第5条 委員会は委員長が召集する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
3. 委員会は、委員以外の専門的な知識を有するものに出席を求めることができる。
4. 委員会は、討議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。

### （情報公開）

第6条 委員会での議事内容は原則、六甲砂防事務所ホームページ上で公開するものとし、公開する情報及び時期については委員会で定める。

### （事務局）

第7条 本会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所が行うものとする。

2. 事務局は、会議資料の作成、及び説明、議事録の取りまとめを行う。

### （規約の改正）

第8条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

### （その他）

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

（付 則） この規約は、平成19年10月11日より平成20年3月31日まで施行する。